

令 8 廃リ 対策 第 1 2 3 号  
令和 8 年(2026年) 5 月 1 5 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等に関する報告書の提出について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項の規定に基づき、前年度に産業廃棄物の処理を委託し、産業廃棄物管理票の交付実績がある場合、毎年 6 月 3 0 日までに報告書を作成し、提出することとなっておりますので、当該提出について遺漏なきよう、下記について貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

### 1 提出対象者

令和 7 年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者

### 2 提出様式

施行規則 様式第三号（別紙 1 参照）

### 3 提出先等

#### （1）下関市を除く山口県内の排出事業場

排出事業場の所在地を管轄する県健康福祉センター（別紙 2 参照） 正副 2 部

※様式第三号による提出に代えて、下記ウェブページから電子申請による提出もできます。

（山口県産業廃棄物管理システム：<https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/apply/index.php>）

#### （2）下関市内の排出事業場

下関市環境部廃棄物対策課 1 部

### 4 その他

（1）提出者は、産業廃棄物の処理委託契約を締結した所属長として支障ありません。

（2）電子マニフェストを利用して産業廃棄物の処理を委託したものについては、提出不要です。

（3）提出様式、記入例等を下記に掲載していますので参考にしてください。

- 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課ウェブページ  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20821.html>
- 下関市環境部廃棄物対策課ウェブページ  
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/54/2136.html>

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 TEL：083-933-2988 FAX：083-933-2999
--

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和 年度)

令和 年 月 日

山口県知事

様

報告者

住 所 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種							
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中間区分を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要があること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

## 提出先一覧

提出先	所在地・電話番号	管轄区域
山口県岩国健康福祉センター (山口県岩国環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 TEL 0827-29-1524 FAX 0827-29-1594	岩国市、和木町
山口県柳井健康福祉センター (山口県柳井環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒742-0031 柳井市南町3-9-31 TEL 0820-22-3631 FAX 0820-22-7286	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町
山口県周南健康福祉センター (山口県周南環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒745-0004 周南市毛利町2-38 TEL 0834-33-6429 FAX 0834-33-6510	周南市、下松市、光市
山口県山口健康福祉センター (山口県山口環境保健所) 生活環境課 廃棄物・環境指導班	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1 TEL 083-934-2536 FAX 083-934-2527	山口市、防府市
山口県宇部健康福祉センター (山口県宇部環境保健所) 生活環境課 廃棄物対策班	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 TEL 0836-39-9865 FAX 0836-34-4121	宇部市、 山陽小野田市、美祢市
山口県長門健康福祉センター (山口県長門環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒759-4101 長門市東深川1344-1 TEL 0837-22-2811 FAX 0837-22-6363	長門市
山口県萩健康福祉センター (山口県萩環境保健所) 生活環境課 環境薬事班	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 TEL 0838-25-2666 FAX 0838-26-0696	萩市、阿武町
下関市環境部廃棄物対策課	〒751-0847 下関市古屋町1-18-1 TEL 083-252-0978	下関市

山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-2988、FAX 083-933-2999
--------------------------	--

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和8年度)

令和8年4月〇日

山口県知事 様

提出する年度を記載してください。

報告者 住所 □□県〇〇市△△町1-1  
氏名 株式会社〇〇 代表取締役 □□△△  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
提出する年度の前年度を記載してください。 -〇〇〇〇

マニフェストB2票の「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入してください。  
(収集運搬業者の住所ではありません。)

日本標準産業分類の中分類を記入してください。複数の業種の事業場の場合は、産業廃棄物の排出に係る主な業種を記入してください。

事業場ごとに報告書を作成してください。建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場の地域を所管する県又は市ごとに1つにまとめた上で提出します。  
(記入方法はQ&Aを参照してください。)

令第12条の3第7項の規定により、令和7年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社〇〇 △△営業		業種	D06 総合工事業					
事業場の所在地	□□県〇〇市◇町1-1		電話番号	〇〇〇-〇〇〇-△△〇〇					
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1	1枚	03500000000	株式会社 □□□□	山口県〇〇市 ▲▲1-2-3	03525000002	株式会社 〇〇〇〇	}
2	がれき類	15	4枚	03500000001	株式会社 △△△△	山口県〇〇市 ▲▲2-3-4	03525000003	株式会社 △△□□	
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	3	2枚	03500000002	株式会社 □□△△	山口県〇〇市 ▲▲3-2-1	03535000004	株式会社 〇〇□□	

石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を記入してください。同じ種類の廃棄物でも石綿含有産業廃棄物を含む場合は、別に記入してください。

単位は、t(トン)で記入してください。(体積で管理を行っている場合は、換算表を参考に換算値を記入してください。)

積込場所に係る許可番号(11桁)を記入してください。

許可番号(11桁)を記入してください。

通常は運搬先と同じになるため記入は不要です。「運搬先の住所と同じ」と記入しても支障ありません。

3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。  
内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめ

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。  
4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。  
5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。  
6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。  
7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

事業場の名称		株式会社〇〇 △△事業所				業種	D06 総合工事業		
事業場の所在地		□□県〇〇市◇町1-1				電話番号	〇〇〇-〇〇〇-△△〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5-1	金属くず	2	2	0351500000	株式会社 □□□□	山口県〇△市 ◇◇1-2-3			
5-2				0350500000	〇〇株式会社	山口県〇〇市 ▲▲1-2-3	〇〇〇〇	株式会社 〇〇〇〇	運搬先の住所 に同じ
区間を区切って委託した場合は、区間ごとの受託者を、行を増やして記入してください。		積込場所に係る許可番号(11桁)を記入してください。 ※積込み場所が下関市又は県外の場合は、当該区域を管轄する自治体の許可番号を記入してください。				各区間の運搬業者が同一であっても、「積替え保管場所」と「運搬先の事業場」を分けて記入してください。			
6	建設混合廃棄物がれき類、ガラスくず等	4	4	03500000002	株式会社 □□△△	山口県〇〇市 △△3-2-1	03545000004	△△株式会社	運搬先の住所 に同じ
7	紙くず	0.2	2		自己運搬	山口県〇〇市 ▲▲1-2-3	03525000002	株式会社 〇〇〇〇	運搬先の住所 に同じ

- 備考
- 1 この別紙は報告書（様式第三号）で記入欄が足りない場合に使用すること。
  - 2 事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。
  - 3 ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。